

第2回高校野球指導者研修会

より良い高校野球の指導者をめざして



平成28年1月16日(土) 朝日会館 Aホール

一般財団法人愛知県高等学校野球連盟

1 研修を行う経緯

平成 25 年 9 月 20 日付日本高野連発 13-0063 号「学生野球資格回復に関するその後の経緯と研修会陪席のお願い」の通達に、次のようにあります。

「(前略) 今後、元プロ野球関係者が日本学生野球協会の適性検査を受け、認定されれば大学あるいは、高等学校野球部の指導ができることとなりますが、常勤の教職員として雇用される以外は、いわゆる外部指導者としての位置付けになります。

(中略)

高校野球の健全な発展を期する上では、教職員以外の外部指導者にも学校における運動部活動の位置付けや管理体制の仕組みなどを十分把握してもらう必要があります。

そこで、今後は教員でない一般の外部指導者にも同じくこの研修を受講し、理解してもらうこととなります。

(中略)

また、一般の外部指導者に対する研修は各都道府県連盟でも実施していただきたいと考えています。」

以上を受けて、本県でも研修会を実施しています。また、日本高野連の指導により、この研修会をより充実させるため、教職員で指導歴 3 年以下の方、または 4 年以上でも参加希望される方（部長、副部长、監督、コーチ、その他野球部顧問）もあわせて対象としています。

2 目的

- (1) 高校野球指導者として、事前に理解しておくべき基本的事項の理解を深める。
- (2) 高校野球指導者として、学校における部活動の位置付けや、管理体制の仕組みなどを理解する。
- (3) 高校野球指導者として、高校野球の現状を把握し、教育の一環をになう指導者としての在り方について理解する。
- (4) 日本学生野球憲章および『指導者の手引き』（平成 26 年愛知県版）の内容を理解する。

3 対象

- (1) 常勤の教職員として雇用されていない指導者（各校 3 名以内でお願いいたします）
（監督、コーチ、トレーナー等、その他定期的に指導にかかわる外部関係者）
- (2) 教職員で指導歴 3 年以下の指導者
（部長、副部长、監督、コーチ、顧問等野球部関係者）
- (3) 上記以外で参加を希望される常勤の指導者

4 講師

斎藤昭宏（愛知県高等学校野球連盟会長）

森 淳二（愛知県高等学校野球連盟理事長）

神田 清（愛知県高等学校野球連盟副理事長）

5 研修内容

- 1 校内における部活動の位置付け概論（教育計画に基づく活動内容）
学校教育法（高等学校）・学生野球要覧第9条（加盟校および指導者の責務）
- 2 留意すべき教育的配慮
- 3 体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について
- 4 暴力のない高校野球を目指して
- 5 外部指導者のための部活動の手引き
- 6 特待生に関する特別措置
- 7 中学生の体験入部について
（高等学校新入生徒の野球部の入部及び練習参加に関する規定）
- 8 高等学校野球部員とプロ野球団との関係について
- 9 安全対策・危機管理と健康上の留意点
- 10 落雷防止事故対策について
- 11 〈落雷の予兆〉に関する参考資料
- 12 学生野球と野球以外の活動について
（野球以外の活動に関する基本原則）
- 13 日本スポーツ振興センターの災害給付の基準
- 14 部活動におけるマイクロバス使用について

5 講義日程

講義1 13:15～14:00

- ・ 学校長の権限と許諾
- ・ 学校管理下の活動要件および校務分掌
- ・ 校内における部活動の位置付け
- ・ 学校教育法第4章「管理者および教員の職務」
- ・ 留意すべき教育的配慮の事項

講義2 14:10～14:55

- ・ 暴力のない高校野球を目指して
- ・ 外部指導者のための部活動の手引き
- ・ 事故防止の責任について
- ・ 安全対策、危機管理と健康上の留意点
- ・ 落雷による事故防止について
- ・ 学生野球と学生野球以外の活動について
- ・ 日本スポーツ振興センターについて

講義3 15:05～15:50

学生野球憲章および『指導者の手引き』（平成26年愛知県版）解説

6 外部指導者の登録について

外部指導者については、研修会修了した時点で愛知県高野連に正式登録をする。

7 その他

- (1) 研修会の修了者(愛知県高等学校野球連盟外部コーチ正式登録者)には修了証を交付し、愛知県の高校野球に関する大会にて、この修了証の提示があれば、各球場にて黄色の入場章を配布する。(修了証の提示がなければ入場章は発行しない。)
- (2) 修了証(外部指導者)の有効期間は発効日より3年とする。